

一宮研伸大学大学院看護学研究科学位論文審査規程

(目的)

第1条 この規程は、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(研究計画書の審査基準)

第2条 研究計画書の審査基準は、次のとおりとする。

- 一 研究の背景が系統的に示されていること。
- 二 研究領域の文献検索と文献検討が適切であること。
- 三 研究目的が明確であること。
- 四 研究方法が目的の達成のために妥当であること。
- 五 倫理的配慮が適切に計画されている研究の背景が系統的に示されていること。
- 六 看護学及び看護実践に貢献できる可能性があること。

(修士論文の審査基準)

第3条 修士論文の審査基準は、次のとおりとする。

- 一 表題が内容を適切に表現していること。
- 二 研究動機や意義及び目的が明確であること。
- 三 研究方法が目的の達成のために妥当であること。
- 四 必要なデータを適切に収集していること。
- 五 データを適切に分析できていること。
- 六 研究目的に沿った分析や結果を示していること。
- 七 必要な文献を用いて考察を深めていること。
- 八 一貫性・論理性のある議論が展開されていること。
- 九 倫理的配慮及び利益相反が適切であること。
- 十 発展性を有する研究であること。

(最終試験の審査基準)

第4条 最終試験の審査基準は、次のとおりとする。

- 一 研究課題に関する知識が獲得され、整理されていること。
- 二 論文作成過程や修士論文発表における応答性が適正であること。

(修士論文の成績結果)

第5条 修士論文及び最終試験の成績結果は、「合」又は「否」とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年11月15日から施行する。